

学校選択制度の概要と留意事項について

はじめに

- ① 学校選択制度を利用できる方は、令和９年度に小学校・義務教育学校前期課程入学予定の江東区内在住の方で、提出期限（１１月初旬）までに『学校選択希望票』を提出できる方となります。『学校選択希望票』は江東区立小学校・義務教育学校前期課程ガイド２０２６の巻末にとじ込んであります。
- ② 小学校・中学校・義務教育学校にそれぞれ入学する際のみ学校選択が可能です。
- ③ 選択できる範囲は、児童（新１年生）が徒歩３０分以内で通学できる学校（距離の目安：２km以内）となります。通学は徒歩通学に限られます。
- ④ 提出期限までに『学校選択希望票』を提出しなかった場合、指定校（通学区域の学校）へのご入学となります。
- ⑤ 基準学級数と受入れ可能人数の関係で、通学区域外からの受入れができない学校は選択できません。
- ⑥ 希望校に空きが生じない場合は受入れができません。そのため、学校選択しても、必ず希望校に入学できるとは限りません。
- ⑦ 学校選択制度の詳細については９月中旬送付予定の『江東区立小学校・義務教育学校前期課程ガイド２０２６』をお読みください。

学校選択するにあたって

- ① 学校公開や学校説明会、各学校のホームページ等を通じて、各学校の特色や教育活動をよくご理解いただき、お子様に適した学校を選択してください。
- ② 日々の登下校や、教員人事異動によるクラブ活動等の内容変更等があった場合などを考慮し、ご家族でよく相談して、慎重に選択してください。
- ③ 江東区では、学校と家庭、地域が一体となつてこどもの成長を支えていく教育を行っています。地域行事や学校行事、PTA活動等には積極的に参加してください。

抽選の実施等について

- ① １１月下旬に、各学校の希望状況および公開抽選の有無を公表します。
- ② 希望者数が受入れ可能な人数の範囲内であれば、無抽選（希望校への全員当選）となります。
- ③ 希望者数が受入れ可能な人数を超えた場合、公開抽選（当選者の決定および補欠者の補欠順位決定）を１２月中旬に行います。
- ④ 補欠者の繰上処理は、１２月下旬と１月上旬（最終繰上）の２回行う予定です。
- ⑤ 希望校に当選・繰上当選した方は、辞退する（指定校に戻る）ことはできません。
- ⑥ 補欠者は、補欠辞退届の手続きができます。補欠辞退届ができるのは、補欠登録最終繰上基準日（１月上旬）までとなります。
- ⑦ 最終繰上処理の結果、繰上当選しなかった場合は、指定校の入学予定者となります。

その他

- ① 下記に該当する方は『学校選択希望票』の該当欄に記入し、提出期限までに提出した場合のみ特例を適用します。
 - 双子など新１年生同士の兄弟姉妹の場合は、申請により１組として取り扱います。
 - 希望校に令和９年度以降も兄弟が在学し、同じ学校への入学を希望する場合は、無抽選とします。
 - 入学前または令和９年４月以降の在学中（概ね１年以内）に希望校の通学区域内へ転居が確実な場合は、無抽選とします。ただし、転居を証明できる書類として売買等の契約書の写しの提出が必要です。
 - 同一マンション内で棟により通学区域が異なる次の住宅〔塩浜１丁目４番３３号ニュートンプレイス北棟〕に居住する方が越中島小学校への入学を希望する場合は、無抽選とします。
 - 豊洲６丁目及び次の住宅〔豊洲５丁目１番１３号 ブランズタワー豊洲〕に居住する方が、有明西学園前期課程への入学を希望する場合は、無抽選とします。
- ② 学校選択制度では、抽選の特例対象以外の事情等は考慮しませんので、あらかじめご了承ください。
- ③ 学校選択制度の公正な運用のため、必要に応じて住民登録地への生活実態調査を行います。